

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年7月9日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2021年1月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

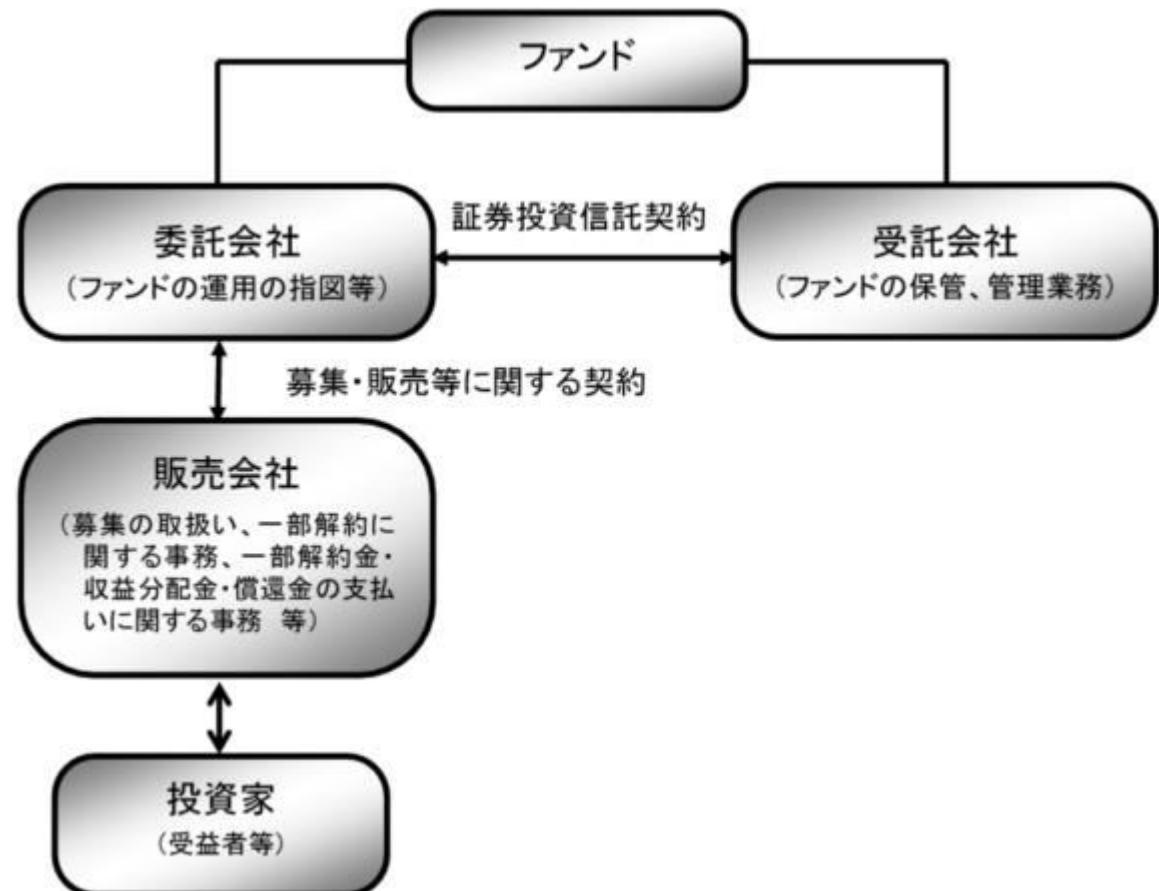
## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

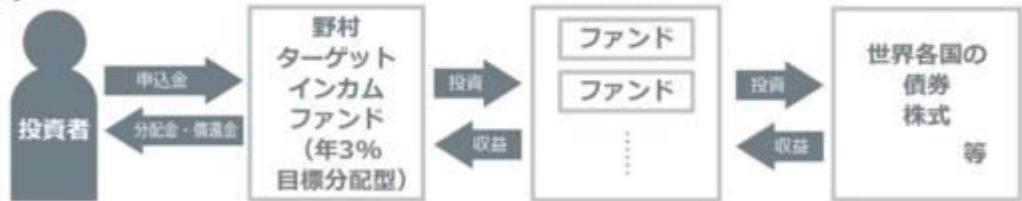
## (3) ファンドの仕組み

&lt;更新後&gt;



ファンド	野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



<更新後>

#### 委託会社の概況(2021年5月末現在)

##### ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

##### ・資本金の額

17,180百万円

##### ・会社の沿革

1959年12月 1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村  
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

##### ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 投資方針

### ( 2 ) 投資対象

<更新後>

世界各国の債券等および世界各国の株式等を投資対象とする投資信託証券に投資します。また、世界各国のREIT(不動産投資信託証券)および企業向け貸付債権(バンクローン)を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。なお、投資する投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス<外国籍投資信託>
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス<外国籍投資信託>
ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス<外国籍投資法人>
ユーロ建てハイインカムESG(投資適格社債)マザーファンド
ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス<外国籍投資信託>
ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス<外国籍投資法人>
ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス<外国籍投資法人>

ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス <外国籍投資法人>
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG米国投資適格社債ファンド - JPY-Nクラス <外国籍投資信託>
クレジット戦略型円建て債券マザーファンド
ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジドクラス <外国籍投資法人>
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Nクラス <外国籍投資信託>
NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス <外国籍投資信託>
野村ハイインカムREITマザーファンド
ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

上記は2021年7月9日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

#### 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と  
社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証  
券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件  
付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとし  
ます。

#### 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第  
2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指  
図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(指定投資信託証券)の投資方針、関係法人、信託報酬等につ  
いて、2021年7月9日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場  
合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があ  
ります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資  
信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券  
に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

## ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス

### (A) ファンドの特色

ファンドは、先進国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

### (B) 信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
保管銀行	

### (D) 管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

先進国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却するオプション取引を活用します。

**(2)投資態度**

先進国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、不動産投資信託証券(REIT)、上場投資信託(ETF)等にも投資します。

先進国の高配当利回り株式等への投資に加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。なお、コール・オプションの売却を通じて、さらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

## **ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス**

**(A)ファンドの特色**

ファンドは、新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

**(B)信託期間**

無期限(設定日:2018年1月29日)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
保管銀行	

**(D) 管理報酬等**

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却するオプション取引を活用します。

**(2)投資態度**

新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、タイのNVDR(Non-Voting Depositary Receipt)、不動産投資信託証券(REIT)、上場投資信託(ETF)等にも投資します。

新興国の高配当利回り株式等への投資に加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。なお、コール・オプションの売却を通じて、さらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

**ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジクラス****(A)ファンドの特色**

企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する固定利付および変動利付(物価やその他指数に連動するもの)の債券および債券関連証券等(以下、債券および債券関連証券等といいます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

**(B)信託期間**

無期限(設定日:2018年1月29日)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービスズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッド

## (D) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

債券および債券関連証券等を主要投資対象とします。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。

**(2)投資態度**

債券および債券関連証券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

投資する債券および債券関連証券等は、ムーディーズ社あるいはS&P社のいずれかより格付を付与された銘柄とします。なお、格付のない銘柄への投資については、信託財産の純資産総額の30%以内で投資することができます。

ポートフォリオの構築にあたっては、主として世界の金利、通貨、信用リスクなどの見通しに基づくトップダウンアプローチを活用するとともに、資産クラスや業種における個別銘柄分析を通じたボトムアップアプローチも活用します。なお、市場環境が不透明な状況にあっては、信託財産の純資産総額の100%を上限として、現金や預金等の流動性の高い資産で運用を行なう場合があります。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。

組入外貨建資産については、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有している部分を含め、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

**(3)主な投資制限**

新興国の発行体が発行する債券および債券関連証券等への投資は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ローン等への投資は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

**ユーロ建てハイインカムESG(投資適格社債)マザーファンド****(A)ファンドの特色**

ファンドは、世界各国の企業(金融機関を含みます。)が発行するユーロ建ての債券等(ハイブリッド証券を含みます。)を主要投資対象とし、利回りを高位に保ちながら中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

**(B)信託期間**

無期限(2019年1月11日設定)

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

## (D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファ

ンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

世界各国の企業(金融機関を含みます。)が発行するユーロ建ての債券等(期限付劣後債、永久劣後債、優先証券、偶発転換社債(以下、「ハイブリッド証券」と称する場合があります。)を含みます。)を主要投資対象とします。なお、先進国が発行するユーロ建ての国債等にも投資する場合があります。

### (2)投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、個別発行体の信用力およびESGへの取り組みに関する分析に基づき、利回り水準、債券種別、流動性、業種等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね4年～9年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

投資対象とする公社債等は、取得時においてBBB格相当以上の格付(格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)を有しているものとします。なお、先進国が発行するユーロ建ての国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB格相当以上とします。

金融機関が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

市場環境、流動性等を勘案して、先進国が発行するユーロ建ての国債等にも投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として常時70%以上をヘッジし、為替変動リスクの低減を目指します。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)に、当ファンドの公社債等(ハイブリッド証券を含みます。)の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内としま

す。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス

### (A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

### (B) 信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
保管銀行	

### (D) 管理報酬等

投資顧問報酬、副投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

投資する事業債は、主としてBB+格(S&P社)以下(B-格未満は除く)またはBa1格(Moody's社)以下(B3格未満は除く)の格付が付与されている債券とします。

格付をもたない債券への投資にあたっては、投資顧問会社によりB-格(S&P社)以上およびB3格(Moody's社)以上の格付と同等と判断される債券へ投資を行ないます。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

**(3)主な投資制限**

格付をもたない債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

保有している債券の格付がCCC+格(S&P社)以下またはCaa1格(Moody's社)以下に下がった場合、当該債券の格付がCCC+格(S&P社)およびCaa1格(Moody's社)より高くなるまでは、当該債券への追加の投資は行ないません。なお、CCC+格(S&P社)以下またはCaa1格(Moody's社)以下の格付の債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デフォルト債券には投資しません。

株式への投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

**ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ポンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス****(A)ファンドの特色**

欧州内外の企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ等の発行する欧州通貨建てのハイ・イールド債券および債券関連証券(以下、欧州通貨建てハイ・イールド債券等といいます。)を主要投資対象とし、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得ならびに信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

**(B)信託期間**

無期限(2019年1月11日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービスズ (アイルランド) リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ (アイルランド) リミテッド

**(D)管理報酬等**

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

欧洲通貨建てハイ・イールド債券等を主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

欧洲通貨建てハイ・イールド債券等を主要投資対象とし、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上をBB格からCCC格の範囲内の格付が付与されている欧洲通貨建てハイ・イールド債券等に投資します。

なお、投資する欧洲通貨建てハイ・イールド債券等は取得時においてD格以上の格付が付与されているものとします。

無格付けの債券等の場合、投資顧問会社が上記格付と同等の信用度を有すると判断した場合に限り、同債券等を投資対象に含みます。

ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップアプローチとトップダウンアプローチを合わせて活用し、事業リスク、財務リスク、デフォルト率見通し、金融・財政政策等の複数の要因を勘案し、銘柄選定を行ないます。

欧洲通貨建てハイ・イールド債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

適切と判断される場合、新興国の発行体が発行する欧洲通貨建てハイ・イールド債券等に投資をする場合があります。

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク (Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.) に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

**(3)主な投資制限**

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有する欧洲通貨建てハイ・イールド債券等が株式等に転換された場合等に限ります。

同一発行体の発行する欧洲通貨建て債券等への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。

**ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス**

### (A) ファンドの特色

アジア諸国・地域 の企業、金融機関、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建てハイ・イールド債券および債券関連証券ならびにアジア諸国・地域において経済活動を行なう企業等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建てハイ・イールド債券および債券関連証券(以下、アジア・ハイ・イールド債券等といいます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

アジア諸国・地域とは、JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス・ノン・インベストメント・グレードの構成国・地域を指します。

### (B) 信託期間

無期限(2019年1月11日設定)

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービスズ(アイルランド)リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッド
名義書換事務 受託会社	

### (D) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

アジア・ハイ・イールド債券等を主要投資対象とします。

### (2)投資態度

アジア・ハイ・イールド債券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上を無格付あるいは投資適格未満の格付けを格付機関の少なくとも1社より付与されているアジア・ハイ・イールド債券等に投資します。

なお、投資適格格付が付与されている債券への投資は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

格付は、S&PおよびMoody'sの両者の格付が付与されている場合、いずれか高い方を基準とします。

投資にあたっては、事業戦略や財務・経営状況等を含むファンダメンタルズ分析および投資対象市場の特性や債券等の発行形態などのマーケット分析を通じて、相対的に割安と判断される銘柄を選定します。

アジア・ハイ・イールド債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引および外国為替予約取引を活用することができます。

ノムラ・アセット・マネジメントシンガポール・リミテッド(Nomura Asset Management Singapore Limited)に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

### (3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有するアジア・ハイ・イールド債券等が株式等に転換された場合等に限ります。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・インベストメント・グレード・ポンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス

### (A)ファンドの特色

アジア諸国・地域 の企業、金融機関、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建て投資適格債券および債券関連証券（以下、アジア投資適格債券等といいます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

アジア諸国・地域とは、J.P.モルガン・アジア・クレジット・インデックス・インベストメント・グレードの構成

国・地域を指します。

#### (B)信託期間

無期限（設定日：2021年1月12日設定）

#### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービス（アイルランド）リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービス（アイルラ
管理事務代行会社	ンド）リミテッド

#### (D)管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

#### (E)投資方針等

##### (1)投資対象

アジア投資適格債券等を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

アジア投資適格債券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上をアジア投資適格債券等に投資します。なお、無格付あるいは投資適格未満の債券等への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

格付は、S&PおよびMoody'sの両者の格付が付与されている場合、いずれか高い方を基準とします。

投資にあたっては、事業戦略や財務・経営状況等を含むファンダメンタルズ分析および投資対象市場の特性や債券等の発行形態などのマーケット分析を通じて、相対的に割安と判断される銘柄を選定します。

アジア投資適格債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引および外国為替予約取引を活用することができます。

ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール・リミテッド（Nomura Asset Management Singapore Limited）に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替

取引を行ないます。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有するアジア投資適格債券等が株式等に転換された場合等に限りります。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG米国投資適格社債ファンド - JPY-Nクラス

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、世界各国の企業(金融機関を含みます。)が発行する米ドル建ての投資適格社債等(期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。なお、米ドル建ての公社債等(米ドル建ての投資適格社債を除く)にも投資する場合があります。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

**(B) 信託期間**

無期限(設定日:2020年1月14日)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
保管銀行	

**(D) 管理報酬等**

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

世界各国の企業(金融機関を含みます。)が発行する米ドル建ての投資適格社債等(期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。)を主要投資対象とします。なお、米ドル建ての公社債等(米ドル建ての投資適格社債を除く)にも投資する場合があります。

### (2)投資態度

投資にあたっては、利回り水準、流動性、信用リスクおよびESG ファクター等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。(格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを抑える目的で米ドル売り、円買いの為替取引を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権行使したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

銀行セクター(銀行持ち株会社を含みます。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

## クレジット戦略型円建て債券マザーファンド

### (A)ファンドの特色

ファンドは、内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債(シニア債、劣後債等を含みます。)、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等を主要投資対象、わが国の国債を対象とした先物取引および、わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

### (B)信託期間

無期限(2016年9月14日設定)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

**(D)管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債(シニア債、劣後債等を含みます。)、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等を主要投資対象とし、わが国の国債を対象とした先物取引(以下「国債先物取引」といいます。)および、わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引を主要取引対象とします。また、選択権付債券売買取引(債券店頭オプション取引)および金利スワップ取引等を活用する場合があります。

**(2)投資態度**

主として内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等に分散投資を行ない、中長期的にわが国の債券市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

ポートフォリオの構築にあたっては、市場環境、金融政策、業種動向等のファンダメンタルズ分析に加え、スプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、利回り水準、信用力、流動性、業種等を考慮し、投資対象銘柄を選定します。

投資する円建ての社債、資産担保証券、モーゲージ担保証券等は、取得時においてBBB格相当以上の格付(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)を有するものとします。なお、わが国の国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、わが国の債券市場全体のデュレーションを中心として、一定の範囲内に維持することを基本とします。デュレーションの調整にあたっては、国債先物取引の買い建てあるいは売り建てを行なうことを基本としますが、選択権付債券売買取引(債券店頭オプション取引)および金利スワップ取引等を活用する場合があります。

わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引の活用にあたっては、市場環境および個別発行体の信用力等を勘案し、わが国の企業で構成されるインデックス、および個別発行体を対象としたクレジット・デフォルト・スワップ取引のプロテクションの売買を行ないます。なお、当該デリバティブ取引の想定元本の総額は、ファンドの純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

外貨建資産への投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権(転換社債型新株予約権

付社債の新株予約権に限ります。)を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジクラス

### (A) ファンドの特色

新興国の現地通貨建ての企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する債券および債券関連証券(以下、現地通貨建て新興国債券等といいます。)を投資対象とともに、デリバティブ取引の活用を通じてキャピタルゲインおよびインカムゲインの獲得を通じたトータルリターンの創出を目指して運用を行ないます。ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

### (B) 信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービスズ(アイルランド)リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッド
名義書換事務 受託会社	

**(D)管理報酬等**

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

現地通貨建て新興国債券等を投資対象とし、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を取引対象とします。なお、市場見通し等によっては現地通貨建て新興国債券等以外の債券および債券関連証券に投資する場合があります。

**(2)投資態度**

現地通貨建て新興国債券等を投資対象とするとともに、デリバティブ取引の活用を通じてキャピタルゲインおよびインカムゲインの獲得を通じたトータルリターンの創出を目指して運用を行ないます。なお、市場見通し等によっては現地通貨建て新興国債券等以外の債券および債券関連証券に投資する場合があります。

ポートフォリオの構築にあたっては、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチを合わせて活用し、金利水準、信用力、発行総額や流動性等の複数の要因を勘案し、銘柄選定を行ないます。

債券および債券関連証券の投資にあたっては、取得時においてB3(ムーディーズ社)あるいはB (S&P社)未満の格付が付与されたものへの投資は行ないません。なお、格付がない場合は、投資顧問会社がB3(ムーディーズ社)あるいはB (S&P社)以上と同等の信用度を有すると判断する場合には投資することができます。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。

ノムラ・アセット・マネジメント・ヨーロッパ(NOMURA ASSET MANAGEMENT EUROPE KVG mbH)に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

**(3)主な投資制限**

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Nクラス

### (A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての新興国国債(準ソブリン債を含みます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指し積極的な運用を行なうことを基本とします。また、デュレーションの調整のために、債券先物取引を活用する場合があります。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

### (B) 信託期間

無期限(設定日:2020年1月14日)

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
保管銀行	

### (D) 管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

米ドル建ての新興国国債(準ソブリン債を含みます。)を主要投資対象とします。また、債券先物取引を活用する場合があります。

### (2)投資態度

米ドル建ての新興国国債(準ソブリン債を含みます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。また、デュレーションの調整のために、債券先物取引を活用する場合があります。

ポートフォリオ構築にあたっては、個別発行体の信用力およびESGへの取り組みに関する分析に基づき、利回り水準、流動性、ファンダメンタルズ等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

当ファンドにおいて、ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びGovernance(ガバナンス)の総称です。

組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを抑える目的で米ドル売り、円買いの為替取引を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

## NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス

### (A)ファンドの特色

ファンドは、変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券、ならびにその他債券等を主要投資対象とし、資産の保全を図りながら、高い金利収入を得るとともに、着実な資産の成長を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルク籍契約型外国籍投資信託です。

### (B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

### (C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
登録名義書換事務受 託会社	
保管受託銀行	

**(D)管理報酬等**

投資顧問報酬、管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券(以下「ローン等」)、ならびにその他債券等を主要投資対象とします。

### (2)投資態度

通常の状況において、ファンドは信託財産の純資産総額の90%以上をローン等および関連商品に投資します。

投資するローン等は、事業の拡大、資本の再編、倒産企業買収等のために資金を調達した借り手(発行体)に対する直接的な債権を中心とします。

ファンドは主に米国の借り手(発行体)が発行する債務に投資しますが、一部、米国以外の借り手(発行体)が発行する債務にも投資することができます。この場合、米国の借り手(発行体)が発行する債務は全て米ドル建てのものとし、米国以外の借り手(発行体)が発行する債務は主に米ドル建てのものとします。

ファンドは、一時的な防衛手段として、またはローン等やその他の債券への投資に備えて、現金、米国債、政府機関債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの信用力の高い短期金融商品を保有することができます。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

### (3)主な投資制限

同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の5%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することができません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(以下「OECD」)加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。

同一業種の発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の25%を超える投資を行なうことはできません。

借入れを行なう場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。

前各号にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、世界各国(新興国を含みます。)の不動産関連有価証券を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

**(B) 信託期間**

無期限(2019年1月11日設定)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

世界各国(新興国を含みます。)の不動産関連有価証券 を主要投資対象とします。

ファンドにおいて不動産関連有価証券とは、世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等(以下、あわせてREITといいます。)、ならびに不動産に関連する株式および上場投資信託証券(ETF(上記REITを除きます。以下同じ。))をいいます。

### (2)投資態度

REITおよび株式への投資にあたっては、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク(American Century Investment Management, Inc.)から助言を受け、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせてポートフォリオを構築します。

REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等への投資割合には制限を設けません。

株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

効率的な運用を行なうため、不動産に関連する上場投資信託証券(ETF)を活用する場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行なわない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

投資信託証券(REITおよび上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄のREITおよび上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ノムラオールウェザー・ファクター・アロケーション戦略マザーファンド

### (A) ファンドの特色

ファンドは、主として内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券に投資を行ない、主として世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を活用し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

### (B) 信託期間

無期限(2018年1月26日設定)

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### (D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券を主要投資対象とし、世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

### (2)投資態度

運用にあたっては世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて、景気、インフレ等の要因(ファクター)に着目して分析し、投資環境局面に応じてリスク水準 を考慮しつつ、リターンを追求するポートフォリオを構築することを基本とします。

リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

内外の公社債、短期有価証券への投資を中心に、株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を活用するとともに、上場投資信託証券その他現物有価証券に投資を行ないます。有価証券先物取引等および外国為替予約取引等の活用ならびに上場投資信託証券への投資にあたっては、世界各国の株式・債券・不動産投資信託(REIT)・商品・通貨等を対象とし、複数のロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせます。なお、ショート・ポジションは有価証券先物取引等および外国為替予約取引等の活用によるものとします。

現物有価証券(内外の短期有価証券を除きます。)への投資および有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションの合計と有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションの合計との差額(ネット・ポジション)は、原則として信託財産の純資産総額の0% ~ 200%の範囲内とします。

ロング・ポジションとショート・ポジションの比率には特段の制限は設けませんが、ファンド全体のリスク水準が適正となるよう調整します。外国為替予約取引等の使用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外。)で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよび

デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

##### **野村アセットマネジメント株式会社**

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

##### **グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー**

1998年	会社設立
-------	------

##### **ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド**

1984年	Nimco Europe Limited設立
1987年	Nomura Capital Management (U.K.) Limited.に商号変更
1997年	Nomura Asset Management U.K. Limitedに商号変更 (野村アセットマネジメント株式会社の100%子会社。)

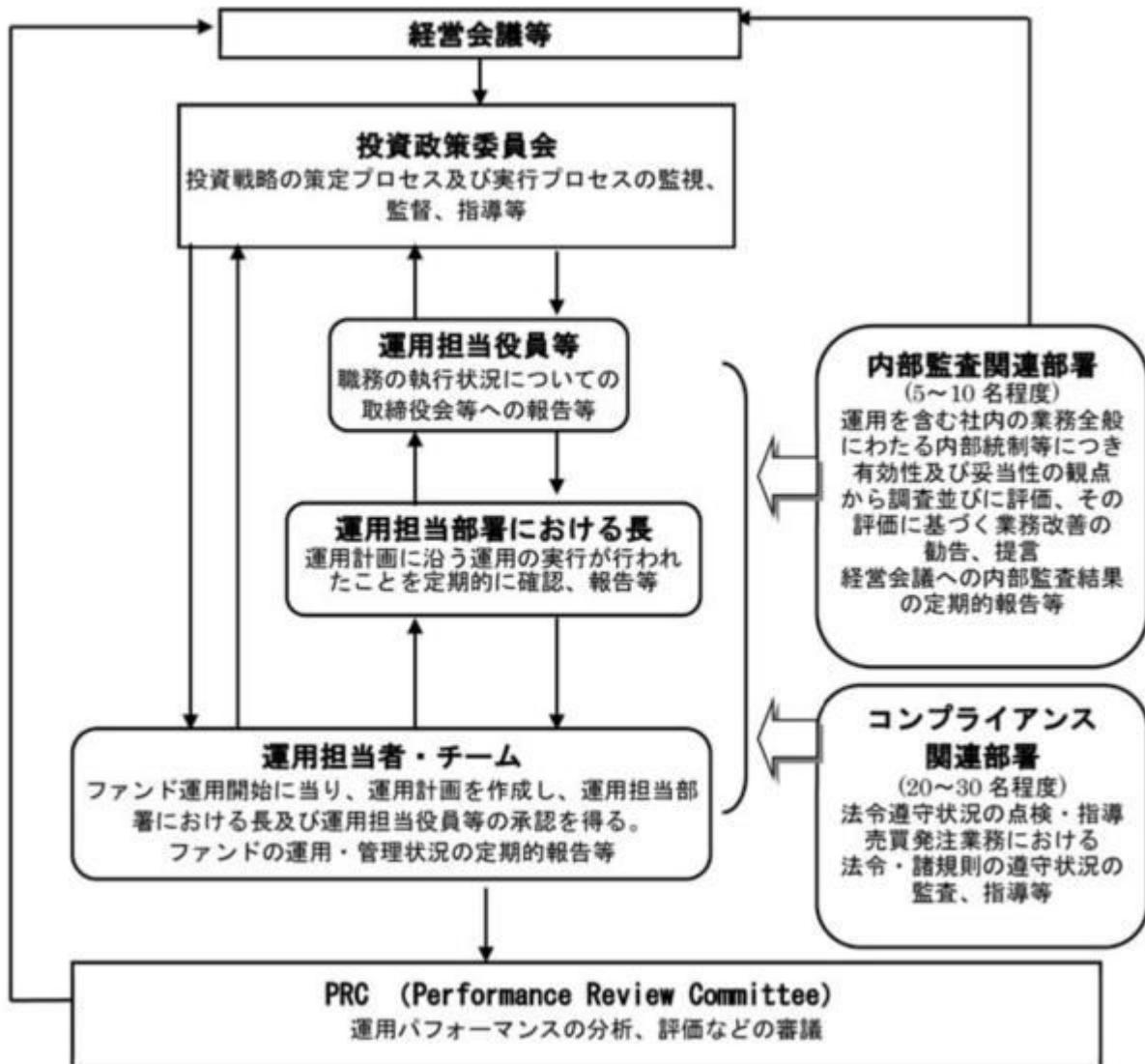
##### **グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー**

1991年	会社設立
-------	------

#### （3）運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （4）分配方針

<訂正前>

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、基準価額水準に関わらず原則として利子・配当等収益等の範囲内で委託者が決定します。ただし、基準価額水準等によっては、上記 の範囲内で、売買益等を分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合には、目標分配額の分配ができない場合があります。

## 目標分配額

2020年12月1日現在の想定されるポートフォリオの利回り等をもとに委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

	第18期 ( 2021年1月16日 ~ 2021年3月15日まで )	第19期 ( 2021年3月16日 ~ 2021年5月17日まで )	第20期 ( 2021年5月18日 ~ 2021年7月15日まで )
目標分配額	50円	50円	50円

委託会社は各期中において上記の目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

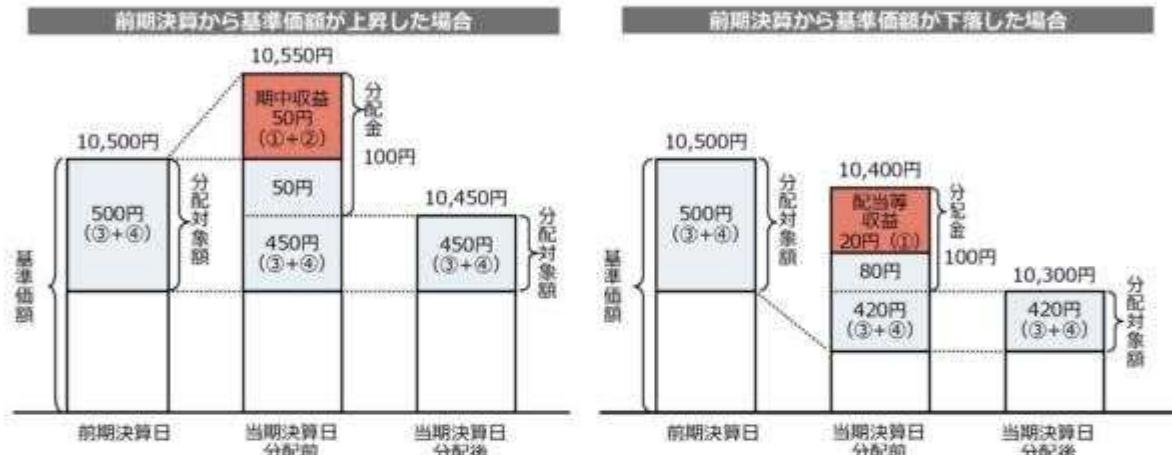
分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものではありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

## ◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
  - 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

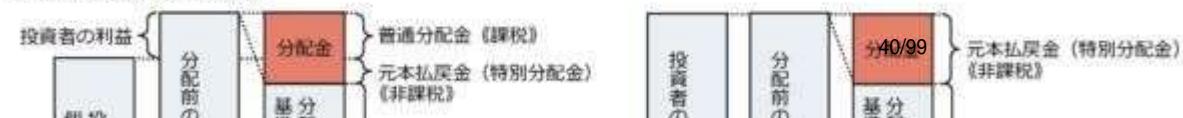
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



<訂正後>

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、基準価額水準に関わらず原則として利子・配当等収益等の範囲内で委託者が決定します。ただし、基準価額水準等によっては、上記 の範囲内で、売買益等を分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合には、目標分配額の分配ができない場合があります。

#### 目標分配額

2021年6月1日現在の想定されるポートフォリオの利回り等をもとに委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

	第21期 ( 2021年7月16日 ~ 2021年9月15日まで )	第22期 ( 2021年9月16日 ~ 2021年11月15日まで )	第23期 ( 2021年11月16日 ~ 2022年1月17日まで )
目標分配額	50円	50円	50円

委託会社は各期中において上記の目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって

基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

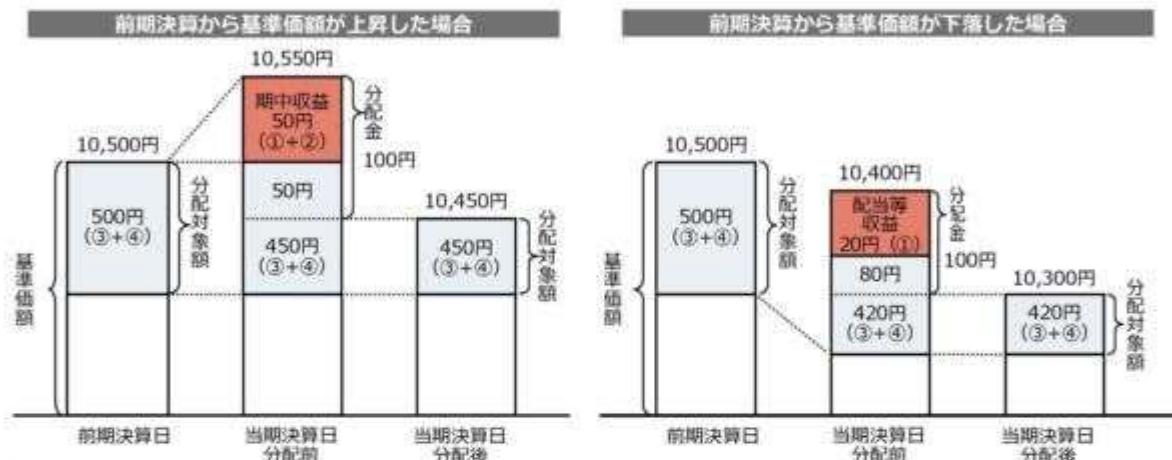
各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものではありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

## ◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
  - ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
    - 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配封廻額とは、①経費控除後の配当収益②経費控除後の評価益を含む売却益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金(特別分配金)となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



### 3 投資リスク

<更新後>

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株式等の価格変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイブリット証券については、一般に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。なお、ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [バンクローンの価格変動リスク]

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行なう場合がありますので、これらの影響を受けます。

ファンドが格付の低いバンクローンに実質的に投資を行なう場合は格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

#### [デリバティブ取引に関するリスク]

ファンドは投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を用いたロング・ポジション、あるいはショート・ポジションを構築することにより、収益の獲得あるいはリスクの低減を目指す場合があります。その場合、投資対象市場の動向に関わらず、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、レバレッジを利用してデリバティブ取引等を行なう場合は、投資対象市場における値動きがそれ以上の損失をもたらす場合があります。

ファンドの投資対象には、株式等への投資と当該株式等に係るコール・オプションの売却を組み合わせた運用を行なう投資信託証券を含みます。この場合、当該投資信託証券においてコール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益を放棄することになります。このため、当該株式等のみに投資した場合と比較して投資成果が劣後する場合があります。

上記の運用においては、コール・オプションの売却を行なうため、株式等の価格水準や株式等の価格変

動率が上昇すること等で、オプションの評価値が上昇し損失を被る場合があります。

また、株式等の価格下落時に投資する株式等に係るコール・オプションの売却ポジションを再構築した場合、株式等の価格が当初の権利行使価格まで回復した場合でも、株式等の値上がり益は、当該オプション取引を再構築した際の権利行使価格までの値上がり益に限定されます。

換金等に伴い当該オプション取引を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生する場合があります。

#### [為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、もしくはこれに類するものを中心としますが、それらにおいて為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、上記の手段として、実質組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合は、主要国通貨以外の通貨エクスポート部分については、当該通貨と主要国通貨との間の為替変動の影響を受けます。この場合、当該通貨が主要国通貨に対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。

また、円金利が為替取引の対象とする通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

ファンドは効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資する場合があるため、それらにおいては取得する通貨エクスポートについて、対円での為替変動の影響を受けます。なお、新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があり

ます。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、当該投資信託証券全体で一定規模以上の純資金流出入が生じた場合、当該流出入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があるものを含みます。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

ハイブリット証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。

ハイブリット証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行ないます。

今後、ハイブリット市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・

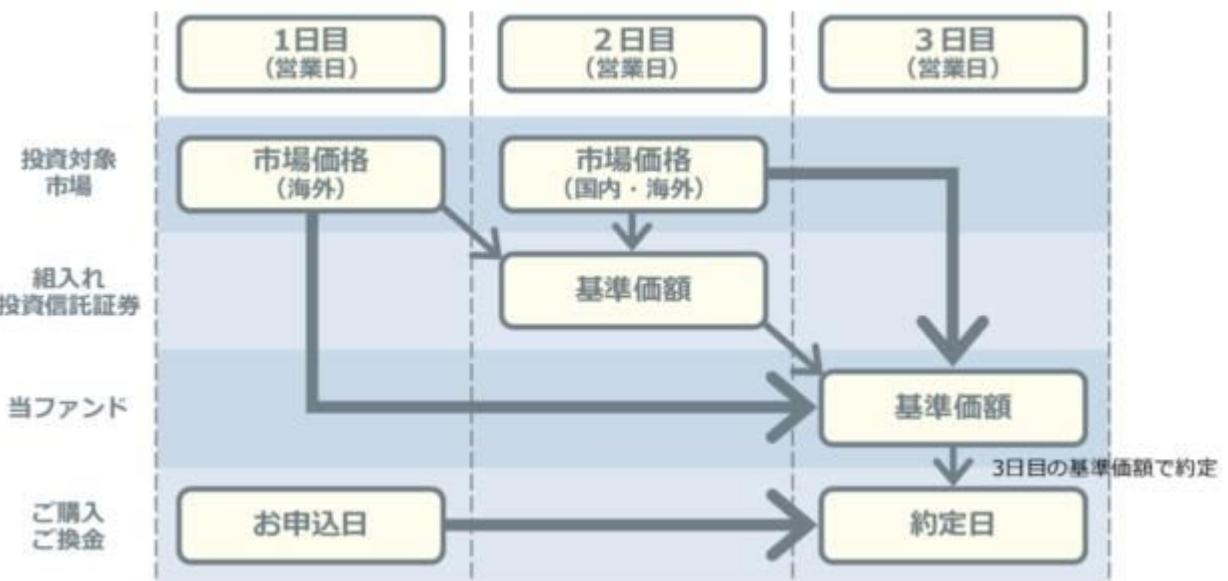
換金の各受付けを中止すること、および既に受けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご留意ください。

## &lt;基準価額の算出イメージ図&gt;

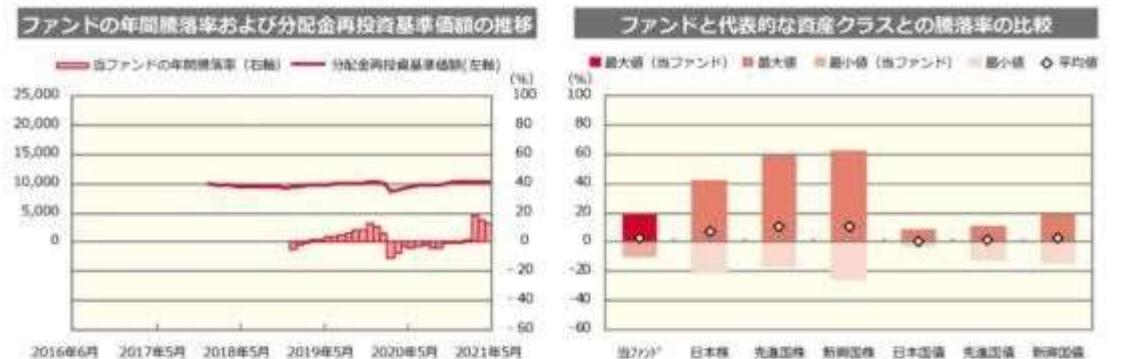


約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日（1日目）またはお申込日の翌営業日（2日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

&lt;更新後&gt;

#### ■ リスクの定量的比較 (2016年6月末～2021年5月末；月次)



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日からの満てる月末より表示しております。
  - \* 年間騰落率は、2019年1月から2021年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したもので、

- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2016年6月から2021年5月の5年間（当ファンドは2019年1月から2021年5月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \*当ファンドには分配金直扣方式導入時の騰落率まで

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAJI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマーチャンジ・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国债：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界債券インデックス（日本本邦、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：FTSE ブラジル・カーリ・インデックス・ボンド・インデックス・アーマーチャンジ

#### ■ 代表的な癡尾クラスの複数の著作機関について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指標（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指標の公表、利用など指標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、アフターフラッシュの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAII 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマーチング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAII 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマーチング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。また、MSCI は、両指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の組合せ収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JP モルガン・カバレント・ボンド・インデックス-エマーチング・マーケット・グローバル・ティバーシファイト（円ベース）・・・「JP モルガン・カバレント・ボンド・インデックス-エマーチング・マーケット・グローバル・ティバーシファイト（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限らずすることなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧説、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や価段を決めるものではありません。また、投資戦略や投資における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、「JPM」）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットトマークを行ったりすることができ、また、発行体の引受け人、フレースメント、エージェンシー、アドバイザー、または貸出しになっている可能性もあります。
  - 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSSLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、定期に開催する証券、金融見面会は取引（ここでは「ブロードクト」と呼びます）についての情報、保険または売却促進を行いません。証券券等は金融商品全般、或いは特にブロードクトで開催の場所について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはブロードクトについての代理、マーケティング、トレーディング等の行為についての推奨等は行いません。概要は別途用意する予定とされる情報によって選ばれていますが、その完全性や正確性、または指標に付随する情報について保証するものではありません。

#### 4 手数料等及び税金

##### （3）信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.0175%（税抜年0.925%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.45%	年0.45%	年0.025%

投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除く）の信託報酬を含む管理報酬等は、上記の委託会社報酬の中から支払うものとします。

ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

投資対象とする投資信託証券においてETFに投資する場合は、信託報酬に加え、投資するETFに関する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

##### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

##### （5）課税上の取扱い

## &lt;更新後&gt;

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

## &lt;収益分配金に対する課税&gt;

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)

15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

## &lt;換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税&gt;

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

## 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> <sup>(注1)</sup> の利子	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の	・上場株式の配当
・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	・譲渡益 ・譲渡損	・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象で

す。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に

については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金(解約)時および償還時の課税について

##### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

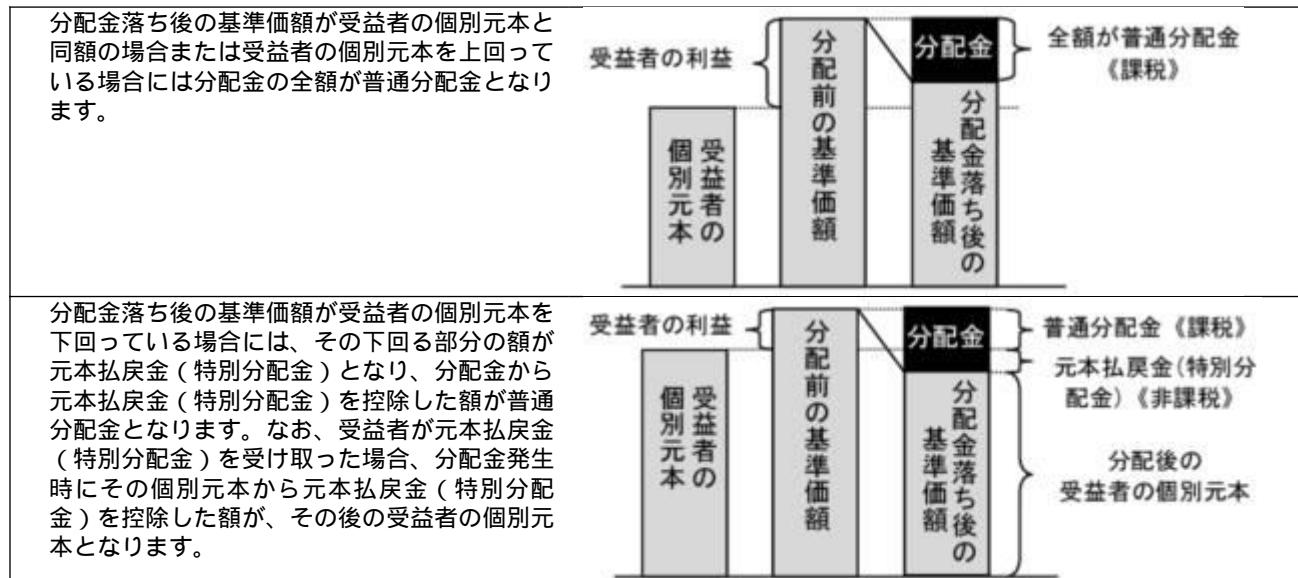
#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年5月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2021年5月31日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 ( 円 )	投資比率 ( % )
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	5,287,734,108	8.06
	アイルランド	31,228,876,237	47.64
	ケイマン諸島	15,281,544,331	23.31
	小計	51,798,154,676	79.01
親投資信託受益証券	日本	13,025,440,840	19.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）		728,007,083	1.11
合計（純資産総額）		65,551,602,599	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 ( % )
1	アイルラ ンド	投資信託受 益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボ ンド・ファンド - SD JPYヘッジド クラス	894,555.1	10,852	9,708,563,228	10,929.36	9,776,918,867	14.91
2	アイルラ ンド	投資信託受 益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ ローカル・カレンシー・デット・ ファンド - SD JPYヘッジドクラス	1,185,877.06	7,943	9,420,601,818	7,978.44	9,461,449,601	14.43
3	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - グローバル・ディベ ロップド・マーケット・ハイ・ ディビデンド・ストック・プレミ アム - JPY-Nクラス	854,903	8,952	7,653,091,656	8,957	7,657,366,171	11.68
4	アイルラ ンド	投資信託受 益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジ ドクラス	568,840.19	10,755	6,117,904,711	10,814.88	6,151,939,443	9.38

5	日本	親投資信託 受益証券	ノムラオールウェザー・ファク ター・アロケーション戦略マザ ー・ファンド	5,562,944,610	1.0726	5,966,814,389	1.0688	5,945,675,199	9.07
6	ルクセン ブルグ	投資信託受 益証券	NCRAM・ローン・トラスト - JPY-N クラス	553,226	9,500	5,255,647,000	9,558	5,287,734,108	8.06
7	アイルラ ンド	投資信託受 益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボン ド・ファンド - SD JPY ヘッジドク ラス	453,431.36	9,409	4,266,721,154	9,456.81	4,288,015,561	6.54
8	日本	親投資信託 受益証券	野村ハイインカムR E I Tマザ ー・ファンド	3,418,975,007	1.1027	3,770,103,740	1.1301	3,863,783,655	5.89
9	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - グローバル・エマージ ング・マーケット・ハイ・ディビ デンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	367,563	7,393	2,717,618,265	7,557	2,777,673,591	4.23
10	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ト ラスト - ESG米国投資適格社債ファ ンド - JPY-Nクラス	184,236	10,571	1,947,558,756	10,656	1,963,218,816	2.99
11	日本	親投資信託 受益証券	ユーロ建てハイインカムE S G (投資適格社債)マザーファンド	1,555,013,176	1.2248	1,904,580,137	1.2288	1,910,800,190	2.91
12	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - ESG新興国債ファンド - JPY-Nクラス	161,237	9,921	1,599,632,277	9,993	1,611,241,341	2.45
13	アイルラ ンド	投資信託受 益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・インベストメント・グ レード・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	156,002.51	9,904	1,545,153,799	9,939.28	1,550,552,765	2.36
14	日本	親投資信託 受益証券	クレジット戦略型円建て債券マ ザーファンド	1,247,187,574	1.0468	1,305,555,952	1.0465	1,305,181,796	1.99
15	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド - JPY-Nクラス	149,091	8,505	1,268,018,955	8,532	1,272,044,412	1.94

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	79.01
親投資信託受益証券	19.87
合 計	98.88

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### ( 3 ) 運用実績

#### 純資産の推移

2021年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (2018年 5月15日)	48,299	48,551	0.9600	0.9650
第2特定期間 (2018年11月15日)	53,908	54,201	0.9199	0.9249
第3特定期間 (2019年 5月15日)	49,676	49,944	0.9290	0.9340
第4特定期間 (2019年11月15日)	57,982	58,284	0.9603	0.9653
第5特定期間 (2020年 5月15日)	60,044	60,403	0.8368	0.8418
第6特定期間 (2020年11月16日)	65,311	65,667	0.9178	0.9228
第7特定期間 (2021年 5月17日)	65,062	65,408	0.9393	0.9443
2020年 5月末日	62,377		0.8673	
6月末日	63,755		0.8839	
7月末日	64,864		0.9010	
8月末日	65,310		0.9104	
9月末日	64,108		0.8942	
10月末日	63,658		0.8937	
11月末日	66,170		0.9314	
12月末日	66,711		0.9423	
2021年 1月末日	66,126		0.9370	

2月末日	65,530		0.9373	
3月末日	64,892		0.9282	
4月末日	65,125		0.9394	
5月末日	65,551		0.9443	

## 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2018年 1月26日 ~ 2018年 5月15日	0.0050円
第2特定期間	2018年 5月16日 ~ 2018年11月15日	0.0150円
第3特定期間	2018年11月16日 ~ 2019年 5月15日	0.0150円
第4特定期間	2019年 5月16日 ~ 2019年11月15日	0.0150円
第5特定期間	2019年11月16日 ~ 2020年 5月15日	0.0150円
第6特定期間	2020年 5月16日 ~ 2020年11月16日	0.0150円
第7特定期間	2020年11月17日 ~ 2021年 5月17日	0.0150円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## 收益率の推移

	計算期間	收益率
第1特定期間	2018年 1月26日 ~ 2018年 5月15日	3.5%
第2特定期間	2018年 5月16日 ~ 2018年11月15日	2.6%
第3特定期間	2018年11月16日 ~ 2019年 5月15日	2.6%
第4特定期間	2019年 5月16日 ~ 2019年11月15日	5.0%
第5特定期間	2019年11月16日 ~ 2020年 5月15日	11.3%
第6特定期間	2020年 5月16日 ~ 2020年11月16日	11.5%
第7特定期間	2020年11月17日 ~ 2021年 5月17日	4.0%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の收益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （4）設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2018年 1月26日～2018年 5月15日	50,619,506,345	306,232,131	50,313,274,214
第2特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	11,468,005,844	3,179,425,899	58,601,854,159
第3特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	2,661,022,220	7,791,180,854	53,471,695,525
第4特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	12,782,042,054	5,876,590,603	60,377,146,976
第5特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	16,239,222,303	4,864,849,384	71,751,519,895
第6特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	5,703,114,974	6,291,751,474	71,162,883,395
第7特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	5,619,665,812	7,512,020,386	69,270,528,821

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 参考情報

<更新後>



## 運用実績 (2021年5月31日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)	
2021年5月	50 円
2021年3月	50 円
2021年1月	50 円
2020年11月	50 円
2020年9月	50 円
直近1年間累計	300 円
設定来累計	950 円

### ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率(%)
1	ノムラ・ファンズ・アイルランド－グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド－SD JPYヘッジドクラス	14.9
2	ノムラ・ファンズ・アイルランド－エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド－SD JPYヘッジドクラス	14.4
3	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト－グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム－JPY-Nクラス	11.7
4	ノムラ・ファンズ・アイルランド－ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド－SD JPY ヘッジドクラス	9.4
5	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	9.1
6	NCRAM・ローン・トラスト－JPY-Nクラス	8.1
7	ノムラ・ファンズ・アイルランド－アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド－SD JPY ヘッジドクラス	6.5
8	野村ハイインカムREITマザーファンド	5.9
9	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト－グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム－JPY-Nクラス	4.2
10	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト－ESG米国投資適格社債ファンド－JPY-Nクラス	3.0

### ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



### 第3【ファンドの経理状況】

#### 野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2020年11月17日から2021年5月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1 財務諸表

##### (1)貸借対照表

	前期 (2020年11月16日現在)	当期 (2021年 5月17日現在)	(単位：円)
<strong>資産の部</strong>			
<strong>流動資産</strong>			
コール・ローン	1,112,310,444	1,122,894,480	
投資信託受益証券	50,122,093,140	51,409,625,923	
親投資信託受益証券	14,508,043,327	13,097,325,274	
未収入金	140,000,000	50,000,000	
未収配当金	9,338,210	7,801,590	
流動資産合計	<u>65,891,785,121</u>	<u>65,687,647,267</u>	
<strong>資産合計</strong>	<u>65,891,785,121</u>	<u>65,687,647,267</u>	
<strong>負債の部</strong>			
<strong>流動負債</strong>			
未払金	50,000,000	-	
未払収益分配金	355,814,416	346,352,644	
未払解約金	62,499,254	164,066,912	
未払受託者報酬	3,015,400	3,092,571	
未払委託者報酬	108,554,427	111,332,533	
未払利息	1,212	675	
その他未払費用	361,825	371,088	
流動負債合計	<u>580,246,534</u>	<u>625,216,423</u>	
<strong>負債合計</strong>	<u>580,246,534</u>	<u>625,216,423</u>	
<strong>純資産の部</strong>			
<strong>元本等</strong>			
元本	71,162,883,395	69,270,528,821	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（）	5,851,344,808	4,208,097,977	
（分配準備積立金）	<u>1,315,915,574</u>	<u>1,120,870,057</u>	
元本等合計	<u>65,311,538,587</u>	<u>65,062,430,844</u>	
<strong>純資産合計</strong>	<u>65,311,538,587</u>	<u>65,062,430,844</u>	
<strong>負債純資産合計</strong>	<u>65,891,785,121</u>	<u>65,687,647,267</u>	

##### (2)損益及び剰余金計算書

	前期 自 2020年 5月16日 至 2020年11月16日	当期 自 2020年11月17日 至 2021年 5月17日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,117,676,231	1,040,969,125
有価証券売買等損益	6,099,290,000	1,857,086,804
営業収益合計	<u>7,216,966,231</u>	<u>2,898,055,929</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	157,875	99,647
受託者報酬	8,960,003	9,028,589
委託者報酬	322,560,076	325,028,915
その他費用	1,075,138	1,083,370
営業費用合計	<u>332,753,092</u>	<u>335,240,521</u>
営業利益又は営業損失（）	6,884,213,139	2,562,815,408
経常利益又は経常損失（）	6,884,213,139	2,562,815,408
当期純利益又は当期純損失（）	6,884,213,139	2,562,815,408
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	110,621,127	57,128,569
期首剩余金又は期首次損金（）	11,706,985,373	5,851,344,808
剩余金増加額又は欠損金減少額	768,481,123	544,721,017
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	768,481,123	544,721,017
剩余金減少額又は欠損金増加額	612,796,271	358,114,073
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	612,796,271	358,114,073
分配金	1,073,636,299	1,049,046,952
期末剩余金又は期末欠損金（）	<u>5,851,344,808</u>	<u>4,208,097,977</u>

### （3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券  原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。  市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。  親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金  原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。  有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年11月17日から2021年 5月17日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 2020年11月16日現在	当期 2021年 5月17日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数  71,162,883,395口	1. 特定期間の末日における受益権の総数  69,270,528,821口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 5,851,344,808円 1口当たり純資産額 0.9178円 (10,000口当たり純資産額) (9,178円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 4,208,097,977円 1口当たり純資産額 0.9393円 (10,000口当たり純資産額) (9,393円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年 5月16日 至 2020年11月16日	当期 自 2020年11月17日 至 2021年 5月17日																																																												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象であるユーロ建てハイインカム E S G (投資適格社債) マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 2,321,540円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2020年 5月16日から2020年 7月15日まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">564,632,782円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">886,971,109円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">1,262,936,484円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: center;">2,714,540,375円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">71,980,860,831口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象 額</td> <td style="text-align: center;">G=E/F × 10,000</td> <td style="text-align: center;">377円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I=F × H/10,000</td> <td style="text-align: center;">359,904,304円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	564,632,782円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	886,971,109円	分配準備積立金額	D	1,262,936,484円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,714,540,375円	当ファンドの期末残存口数	F	71,980,860,831口	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	377円	10,000口当たり分配金額	H	50円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	359,904,304円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象であるユーロ建てハイインカム E S G (投資適格社債) マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 2,118,629円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2020年11月17日から2021年 1月15日まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">501,631,718円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">976,988,999円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">1,270,145,146円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: center;">2,748,765,863円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">70,561,703,410口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象 額</td> <td style="text-align: center;">G=E/F × 10,000</td> <td style="text-align: center;">389円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I=F × H/10,000</td> <td style="text-align: center;">352,808,517円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	501,631,718円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	976,988,999円	分配準備積立金額	D	1,270,145,146円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,748,765,863円	当ファンドの期末残存口数	F	70,561,703,410口	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	389円	10,000口当たり分配金額	H	50円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	352,808,517円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	564,632,782円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	886,971,109円																																																											
分配準備積立金額	D	1,262,936,484円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,714,540,375円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	71,980,860,831口																																																											
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	377円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	50円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	359,904,304円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	501,631,718円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	976,988,999円																																																											
分配準備積立金額	D	1,270,145,146円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,748,765,863円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	70,561,703,410口																																																											
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	389円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	50円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	352,808,517円																																																											

2020年 7月16日から2020年 9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	157,234,258円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	912,508,452円
分配準備積立金額	D	1,431,527,179円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,501,269,889円
当ファンドの期末残存口数	F	71,583,515,840口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	349円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	357,917,579円

2020年 9月16日から2020年11月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	477,503,467円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	946,044,764円
分配準備積立金額	D	1,194,226,523円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,617,774,754円
当ファンドの期末残存口数	F	71,162,883,395口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	367円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	355,814,416円

2021年 1月16日から2021年 3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,777,259円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,006,495,460円
分配準備積立金額	D	1,373,938,513円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,394,211,232円
当ファンドの期末残存口数	F	69,977,158,356口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	342円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	349,885,791円

2021年 3月16日から2021年 5月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	461,265,403円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,026,616,374円
分配準備積立金額	D	1,005,957,298円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,493,839,075円
当ファンドの期末残存口数	F	69,270,528,821口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	360円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	346,352,644円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2020年 5月16日 至 2020年11月16日	当期 自 2020年11月17日 至 2021年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針  同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>    <b>市場リスクの管理</b> 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>    <b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>    <b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
--	--

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年11月16日現在	当期 2021年 5月17日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額  同左
2 . 時価の算定方法  投資信託受益証券  (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  親投資信託受益証券  (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2 . 時価の算定方法  同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年 5月16日 至 2020年11月16日	当期 自 2020年11月17日 至 2021年 5月17日
--------------------------------------	--------------------------------------

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘査して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
--	----

## ( その他の注記 )

## 1 元本の移動

前期 自 2020年 5月16日 至 2020年11月16日	当期 自 2020年11月17日 至 2021年 5月17日
期首元本額 71,751,519,895円	期首元本額 71,162,883,395円
期中追加設定元本額 5,703,114,974円	期中追加設定元本額 5,619,665,812円
期中一部解約元本額 6,291,751,474円	期中一部解約元本額 7,512,020,386円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2020年 5月16日 至 2020年11月16日	当期 自 2020年11月17日 至 2021年 5月17日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	574,887,378	416,072,853
親投資信託受益証券	145,852,925	232,657,448
合計	720,740,303	648,730,301

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ( 4 ) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2021年5月17日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2021年5月17日現在)

( 単位:円 )

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス	149,091	1,268,018,955	
		NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス	553,226	5,255,647,000	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス	468,235.509	4,406,027,923	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	156,002.514	1,545,153,799	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス	587,406.526	6,317,588,908	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	1,156,944.737	9,190,601,818	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	894,555.102	9,708,563,228	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Nクラス	181,427	1,799,937,267	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG米国投資適格社債ファンド - JPY-Nクラス	222,057	2,347,364,547	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	854,903	7,653,091,656	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	260,053	1,917,630,822	
小計		銘柄数：11	5,483,901.39	51,409,625,923	
		組入時価比率：79.0%		79.7%	
合計				51,409,625,923	
親投資信託受益証券	日本円	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド	1,247,187,574	1,305,555,952	

	ノムラオールウェザー・ファクター・アロケーション戦略マザーファンド	5,703,044,421	6,117,085,445	
	野村ハイインカムR E I Tマザーファンド	3,418,975,007	3,770,103,740	
	ユーロ建てハイインカムE S G(投資適格社債)マザーファンド	1,555,013,176	1,904,580,137	
小計	銘柄数：4 組入時価比率：20.1%	11,924,220,178	13,097,325,274	20.3%
合計			13,097,325,274	
合計			64,506,951,197	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

2021年5月31日現在

資産総額	65,778,679,130円
負債総額	227,076,531円
純資産総額( - )	65,551,602,599円
発行済口数	69,416,815,276口
1 口当たり純資産額( / )	0.9443円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

<更新後>

###### (1)資本金の額

2021年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

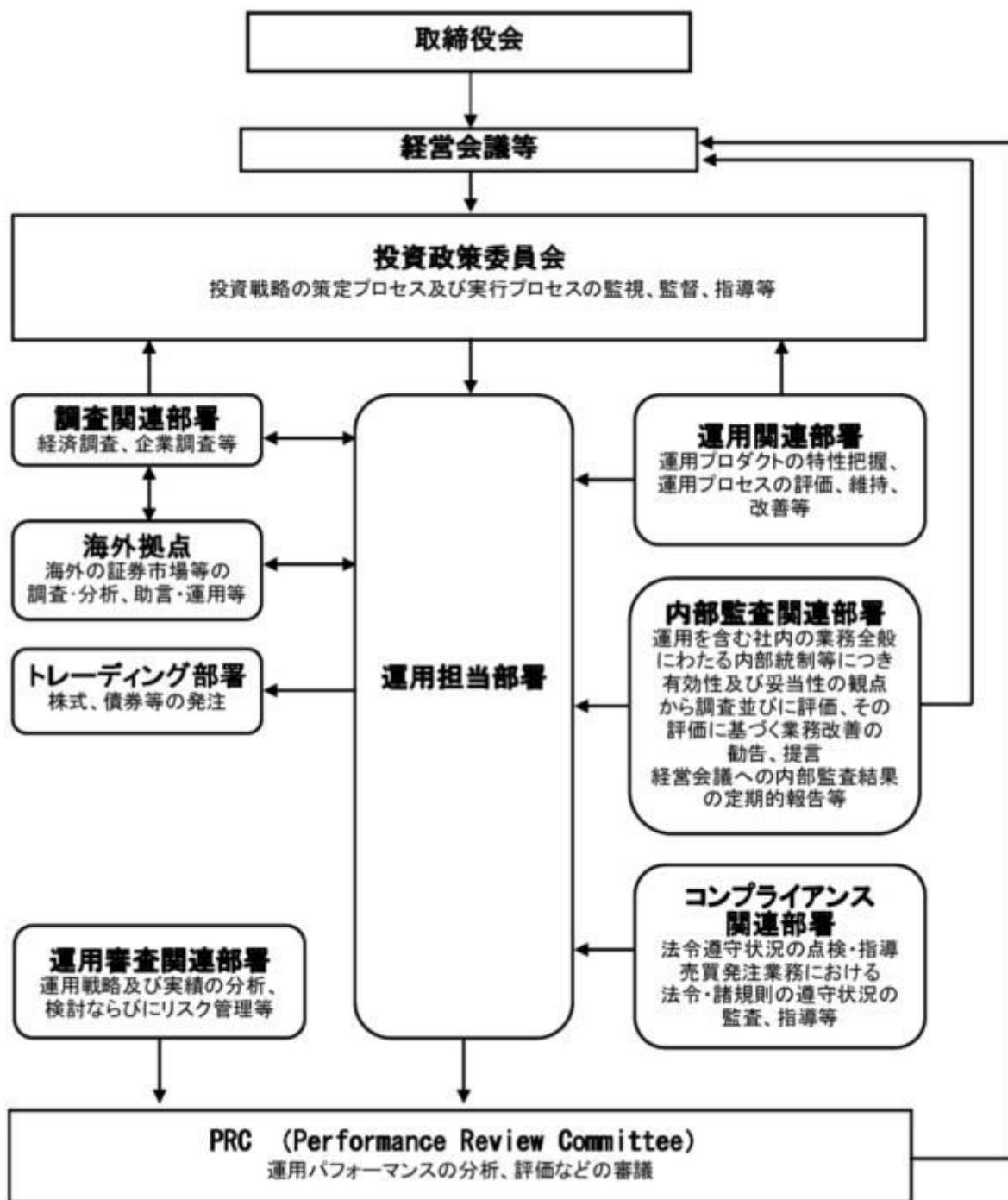
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 事業の内容及び営業の概況

&lt;更新後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年4月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,000	37,330,090
単位型株式投資信託	190	802,164
追加型公社債投資信託	14	6,484,939
単位型公社債投資信託	500	1,618,905
合計	1,704	46,236,098

### 3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### (1) 貸借対照表

		前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		2,626		4,281
金銭の信託		41,524		35,912
有価証券		24,399		30,400
前払費用		106		167
未収入金		522		632
未収委託者報酬		23,936		24,499
未収運用受託報酬		4,336		4,347
その他		71		268
貸倒引当金		14		14
流動資産計		97,509		100,496
固定資産				
有形固定資産		645		2,666
建物	2	295	1,935	
器具備品	2	349	731	
無形固定資産		5,894		5,429

ソフトウェア		5,893	5,428	
その他		0	0	
投資その他の資産		16,486		16,487
投資有価証券		1,437	1,767	
関係会社株式		10,171	9,942	
従業員長期貸付金		16	-	
長期差入保証金		329	330	
長期前払費用		19	15	
前払年金費用		1,545	1,301	
繰延税金資産		2,738	3,008	
その他		229	122	
貸倒引当金		0	-	
固定資産計		23,026		24,583
資産合計		120,536		125,080

区分	注記 番号	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
		金額(百万円)		金額(百万円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		157		123
未払金		15,279		16,948
未払収益分配金		0	0	
未払償還金		3	8	
未払手数料		6,948	7,256	
関係会社未払金		7,262	8,671	
その他未払金		1,063	1,011	
未払費用	1	10,290		9,171
未払法人税等		1,564		2,113
前受収益		26		22
賞与引当金		3,985		3,795
その他		67		-
流動負債計		31,371		32,175
固定負債				
退職給付引当金		3,311		3,299
時効後支払損引当金		572		580
資産除去債務		-		1,371
固定負債計		3,883		5,250
負債合計		35,254		37,425
(純資産の部)				
株主資本		85,270		87,596
資本金		17,180		17,180
資本剰余金		13,729		13,729
資本準備金		11,729	11,729	
その他資本剰余金		2,000	2,000	
利益剰余金		54,360		56,686
利益準備金		685	685	
その他利益剰余金		53,675	56,001	
別途積立金		24,606	24,606	
繰越利益剰余金		29,069	31,395	

評価・換算差額等		10		57
その他有価証券評価差額金		10		57
純資産合計		85,281		87,654
負債・純資産合計		120,536		125,080

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益					
委託者報酬		115,736		106,355	
運用受託報酬		17,170		16,583	
その他営業収益		340		428	
営業収益計		133,247		123,367	
営業費用					
支払手数料		39,435		34,739	
広告宣伝費		1,006		1,005	
公告費		-		0	
調査費		26,833		24,506	
調査費		5,696		5,532	
委託調査費		21,136		18,974	
委託計算費		1,342		1,358	
営業雑経費		5,823		4,149	
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4,696		3,011	
営業費用計		74,440		65,760	
一般管理費					
給料		11,418		10,985	
役員報酬		109		147	
給料・手当		7,173		7,156	
賞与		4,134		3,682	
交際費		86		35	
旅費交通費		391		64	
租税公課		1,029		1,121	
不動産賃借料		1,227		1,147	
退職給付費用		1,486		1,267	
固定資産減価償却費		2,348		2,700	
諸経費		10,067		10,739	
一般管理費計		28,055		28,063	
営業利益		30,751		29,542	

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
営業外収益							
受取配当金	1	4,936			4,540		
受取利息		0			0		
金銭の信託運用益		-			1,698		
その他		309			447		
営業外収益計				5,246			6,687
営業外費用							
金銭の信託運用損		230			-		
投資事業組合等評価損		146			-		
時効後支払損引当金繰入額		18			13		
為替差損		23			26		
その他		23			32		
営業外費用計				443			72
経常利益				35,555			36,157
特別利益							
投資有価証券等売却益		21			71		
株式報酬受入益		59			48		
移転補償金		-			2,077		
特別利益計				81			2,197
特別損失							
投資有価証券等評価損		119			36		
関係会社株式評価損		1,591			582		
固定資産除却損	2	67			105		
事務所移転費用		-			406		
特別損失計				1,778			1,129
税引前当期純利益				33,858			37,225
法人税、住民税及び事業税				9,896			11,239
法人税等調整額				34			290
当期純利益				23,996			26,276

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	積立金	繰越利益	利得		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924	
当期変動額										

剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270	
当期変動額										
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950	
当期純利益							26,276	26,276	26,276	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

### [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年
4 . 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>
5 . 消費税等の会計処理方法	<p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p>
6 . 連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>

#### [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

#### [未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

**(2) 適用予定日**

2022年3月期の期首より適用予定であります。

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

**(1) 概要**

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

**(2) 適用予定日**

2022年3月期の期首より適用予定であります。

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**[注記事項]**

**貸借対照表関係**

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643
合計 3,109	合計 990

**損益計算書関係**

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
--	--

1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウエア 59 合計 67	2. 固定資産除却損 器具備品 2百万円 ソフトウエア 102 合計 105

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

##### その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しております関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

#### 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-

未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

## 有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペー パー	19,999	19,999	
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>23,761</b>

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
<b>年金資産の期末残高</b>	<b>17,413</b>

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>1,289</b>

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主要内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,235
退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	762
未払事業税	285
投資有価証券評価減	462
減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	177
関係会社株式売却損	148
ゴルフ会員権評価減	167
未払社会保険料	97
その他	219
繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,222
<b>繰延税金負債</b>	
その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	478
繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,738
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5%
タックスヘイブン税制	1.9%
外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外國源泉税	0.2%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,371
時の経過による調整額	-	-
期末残高	-	1,371

## セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

**1. セグメント情報**

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**2. 関連情報****(1) 製品・サービスごとの情報**

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

**(2) 地域ごとの情報****売上高**

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

**有形固定資産**

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

**(3) 主要な顧客ごとの情報**

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

**関連当事者情報**

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

**1. 関連当事者との取引****(ア) 親会社及び法人主要株主等****(イ) 子会社等**

該当はありません。

**(ウ) 兄弟会社等**

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

## (工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
   (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。  
   (\*2) コマーシャル・ペ - パーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (イ) 子会社等

該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペ - パーの償還 (*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

## (工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
   (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\* 2) コマーシャル・ペ - パーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 株当たり純資産額 16,557円31銭	1 株当たり純資産額 17,018円01銭
1 株当たり当期純利益 4,658円88銭	1 株当たり当期純利益 5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,276百万円 普通株式に係る当期純利益 26,276百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

#### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2021年4月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	
九州F G証券株式会社	3,000百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	500百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社清水銀行	10,816百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252百万円	
労働金庫連合会	120,000百万円 <sup>1</sup>	労働金庫法に基づき労働金庫の事業を営んでいます。

\* 2021年4月末現在

1 労働金庫連合会の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）の2020年11月17日から2021年5月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）の2021年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は  
当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永真太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。